

令和6年第1回
笠間市議会定例会会議録 第6号

令和6年3月15日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	大関久義君
副議長	8番	内桶克之君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	9番	田村幸子君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	畑岡洋二君
	17番	西山猛君
	18番	石松俊雄君
	19番	大貫千尋君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

16番 飯田正憲君

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副市	長	近藤慶一君
教	育	長 小沼公道君

市長公室長	金木雄治君
政策企画部長	北野高史君
総務部長	後藤弘樹君
環境推進部長	小里貴樹君
保健福祉部長	下条かをる君
福祉事務所長	堀内信彦君
産業経済部長	礪山浩行君
都市建設部長	関根主税君
上下水道部長	友部邦男君
市立病院事務局長	木村成治君
教育部長	堀江正勝君
消防長	藺部恵一君
笠間支所長	根本薫君
岩間支所長	島田茂君

出席議会事務局職員

議会事務局長	西山浩太
議会事務局次長	堀内恵美子
次長補佐	鶴田貴子
係長	神長利久
係長	上馬健介

議事日程第6号

令和6年3月15日（金曜日）

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第1号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する等の条例について
- 議案第2号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第3号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第5号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について

- 議案第6号 笠間市空家等対策の推進及び空家等の利活用の促進に関する条例及び笠間市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 笠間市公告式条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第9号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 議案第11号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 あたごフォレストハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 笠間市水道事業給水条例及び笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 笠間市友部都市計画友部駅前土地地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例について
- 議案第18号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第19号 笠間市条例の読点の表記を改める条例について
- 議案第20号 指定管理者の指定について（あたごフォレストハウス）
- 議案第21号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージ）
- 議案第22号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 議案第23号 令和5年度笠間市立病院事業会計資本金の額の減少について
- 議案第41号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第32号 令和6年度笠間市一般会計予算

- 議案第33号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第34号 令和6年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第35号 令和6年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第36号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第37号 令和6年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第38号 令和6年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第39号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計予算
- 議案第40号 令和6年度笠間市下水道事業会計予算

日程第4 委員会提出議案第3号 議員定数等調査特別委員会の設置について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議案第1号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する等の条例について

議案第2号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第3号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第4号 笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第5号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について

議案第6号 笠間市空家等対策の推進及び空家等の利活用の促進に関する条例及び笠間市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について

議案第7号 笠間市公告式条例の一部を改正する条例について

議案第8号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

議案第9号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第10号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

議案第11号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第12号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第13号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第14号 あたごフォレストハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 笠間市水道事業給水条例及び笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 笠間市友部都市計画友部駅前土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例について
- 議案第18号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第19号 笠間市条例の読点の表記を改める条例について
- 議案第20号 指定管理者の指定について（あたごフォレストハウス）
- 議案第21号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージ）
- 議案第22号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 議案第23号 令和5年度笠間市立病院事業会計資本金の額の減少について
- 議案第41号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第32号 令和6年度笠間市一般会計予算
- 議案第33号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第34号 令和6年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第35号 令和6年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第36号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第37号 令和6年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第38号 令和6年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第39号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計予算
- 議案第40号 令和6年度笠間市下水道事業会計予算

日程第4 委員会提出議案第3号 議員定数等調査特別委員会の設置について

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。
御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は16番飯田正憲君であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者並びに議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について、御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第6号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、15番畑岡洋二君、17番西山 猛君を指名いたします。

議案第 1号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する等の条例について

議案第 2号 笠間市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 3号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4号 笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第 5号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 笠間市空家等対策の推進及び空家等の利活用の促進に関する条例及び笠間市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 笠間市公告式条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第10号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

議案第11号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 議案第12号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 あたごフォレストハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 笠間市水道事業給水条例及び笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 笠間市友部都市計画友部駅前土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例について
- 議案第18号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第19号 笠間市条例の読点の表記を改める条例について
- 議案第20号 指定管理者の指定について（あたごフォレストハウス）
- 議案第21号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージ）
- 議案第22号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 議案第23号 令和5年度笠間市立病院事業会計資本金の額の減少について
- 議案第41号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第2、議案第1号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する等の条例についてから議案第23号 令和5年度笠間市立病院事業会計資本金の額の減少について及び議案第41号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての24件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、これより各常任委員会の委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務産業委員会委員長より報告願います。

委員長安見貴志君。

〔総務産業委員長 安見貴志君登壇〕

○総務産業委員長（安見貴志君） 今期市議会定例会において総務産業委員会に付託された議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報

告を申し上げます。

当委員会は、3月1日に執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第1号外16件の付託議案の審査を行いました。

審査過程での主な質疑と審査結果を申し上げます。

初めに、議案第2号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、特別職の給与は単年度ごとに改正をするのか、また社会情勢が物価高、賃上げという流れの中、特別職の給与を減額改正することは、一般職員の給与減額もということにつながるのではないかという趣旨の質疑があり、特別職の給与は単年度ごとに改正している。また、一般職員の給与は、人事院勧告に基づき条例で決定しており、適切な対応をしているため、影響はないという内容の答弁がありました。

次に、議案第3号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、改正の内容について質疑があり、定年延長に伴い、60歳を超える職員の昇給区分を新たに加えるものとの答弁がありました。

次に、討論であります。

議案第3号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、反対と賛成の討論がありました。

次に、議案第41号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、反対討論がありました。

なお、議案第1号、議案第4号から議案第8号、議案第13号、議案第14号、議案第16号、議案第18号から議案第22号については執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査を踏まえ、付託された議案について採決したところ、議案第1号、議案第4号から議案第8号、議案第13号、議案第14号、議案第16号、議案第18号から議案第22号については、全会一致により原案のとおり可決すべきもの、また議案第2号、議案第3号、議案第41号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（大関久義君） 次に、教育福祉委員会委員長より報告願います。

委員長坂本奈央子君。

〔教育福祉委員長 坂本奈央子君登壇〕

○教育福祉委員長（坂本奈央子君） 今期市議会定例会において教育福祉委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告を申し上げます。

当委員会は、3月4日に執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第9号外4件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑等を申し上げます。

初めに、議案第9号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例については、保険料区分の改正について、その経緯と内容について確認しました。

次に、議案第23号 令和5年度笠間市立病院事業会計資本金の額の減少については、資本金減少の経緯についての質疑があり、笠間市立病院経営強化プラン策定に伴い、欠損金を整理し、利益剰余金に振り替えることとなったとの答弁がありました。

以上のような審査を踏まえ、議案第9号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきもの、また議案第10号から議案第12号、議案第23号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（大関久義君） 次に、建設土木委員会委員長より報告願います。

委員長益子康子君。

〔建設土木委員長 益子康子君登壇〕

○建設土木委員長（益子康子君） 今期市議会定例会において建設土木委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告を申し上げます。

当委員会は、3月5日、執行部より関係部課長等の出席を求め、付託された議案第15号外1件の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑等を申し上げます。

初めに、議案第15号 笠間市水道事業給水条例及び笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例については、所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることでの背景や内容等の変更点について質疑がありました。

議案第17号 笠間市友部都市計画友部駅前土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例については、事業が完了してから条例を廃止することになった経緯について質疑がありました。

審査の結果、当委員会に付託になりました全ての議案は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（大関久義君） 以上で各常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許可いたします。

14番石井 栄君。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 14番、日本共産党の石井 栄です。議長から許可をいただきまして、討論を行います。令和6年度第1回定例会に提案された次の議案に対する討論を行います。

一つ、議案第3号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

条例案の内容は、次のようになっております。第6条中、第6項の次に次の1項を加えるとして、60歳を超える職員に関する第5項の規定の適用については、同項中「4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則に定める職員にあっては、3号給）」とあるのは、「1号給」とする。附則に、この条例は、令和6年4月1日から施行するものとなっております。

全員協議会資料によりますと、60歳を超える職員の昇給についてさらに抑制するものの、成績が良好な職員（C評価標準以上の職員）については昇給させることとし、運用を行うとし、60歳超えでは、S、極めて優秀は3号級、A、特に優秀、B、優秀は2号給、C、良好、標準は1号級、D、良好ではないは昇給なし、E、減給、停職、昇給なしとなります。60歳超えの職員に人事評価制度の適用をさせ、それによって5段階の給与体系に組み込まれます。

人事評価制度自体、公正な評価は難しく、その評価に基づいて5段階の給与に当てはめるのは、差別給与になるものです。この制度は矛盾に満ちており、公務労働として市民に公正公平なサービスを提供する仕事に携わる市職員にふさわしいものとは言えないと考えます。協力、協働が公務労働の基本でなくてはなりません。

よって、この条例案に反対をいたします。議員の皆様方には御理解と御賛同をいただきますようお願い申し上げまして、反対討論といたします。

次、議案第9号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

介護保険条例の一部を改正する条例は、今後の保険給付のさらなる増加が見込まれる中、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、低所得者負担軽減とともに、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料設定段階の設定が必要であるとして、政令が改正されたとの説明がございました。

引上げ率、額などは国の標準に合わせ、一つ、第1号被保険者間での所得再配分機能

(所得段階による基準額に対する介護保険料の負担割合の違い)を強化し、13段階へ多段階化するとしております。

第1号被保険者保険料は、第8期の10段階から第9期計画期間には13段階へ細分化され、各段階での保険料設定に当たり、値上げの緩和措置として1から3段階等への配慮がなされ、値上げ額を抑制するために介護給付費準備基金4億円の取崩しが予定されています。

しかし、その措置を取った後にも、それぞれの1段階から13段階全てにおいて、保険料月額、年額は増額となっています。基準の5段階では、月額保険料は5,700円から6,100円に月額400円、年額で4,800円の増額になっています。所得段階の4段階では月額360円、年額4,320円の増額になります。所得段階4段階は、本人が住民税非課税世帯、他、課税世帯で年金収入等は年額80万円以下です。

日々の暮らしをどのようにやりくりしているのか、生活実態を想像しますと、なかなか苦しいものがあると考えます。物価高騰が庶民の暮らしを直撃し厳しい状況になる中、自治体がすべきことは、値上げ防止のために全力を尽くすことです。

そのための対策が十分ではなく引上げになり、市民負担が増えることになるため、反対をいたします。議員の皆様方には御理解と御賛同をいただきたくお願い申し上げまして、反対討論といたします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長(大関久義君) 10番益子康子君。

[10番 益子康子君登壇]

○10番(益子康子君) 10番、政研会の益子康子です。議案第9号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についてに、賛成の立場から討論いたします。

この条例は、介護保険制度の改正や保険料の改定に伴い、改正をするものです。現在の介護保険制度が抱える大きな課題は、年々増加する認定者数やサービス利用者数にどのように対応していくかにあります。いかに住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことができるか、その環境や条件を整備する計画が、第9期介護保険事業計画です。

今回の計画は、三つを重点事業として定めております。1、地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の充実、2、在宅医療と介護の連携、3、地域の多様な主体による日常生活への支援体制の構築。さらに、認知症施策や成年後見制度の利用促進なども包括した内容になっております。

介護保険料については、介護サービス利用者の増加により、基準額1月5,700円を800円値上げして6,500円にしなければならないところを、介護給付費準備基金を3年間で4億円取り崩して値上げ額を半分の400円に抑え、基準額を1月6,100円とすること、あわせて所得段階の設定を10から13段階に増やすことにより、高額所得層の基準額に対する負担割合を増やし、逆に低所得者層の負担割合を減らす改定になっております。

介護保険サービスは、利用者負担を除く費用の約2割を65歳以上の保険料で賄う仕組み

となっております、保険料は笠間市が必要なサービス量を見積もり、それに応じた負担額を決めております。ですから、施設やサービスを充実させるほど、値上げ幅は増える結果となります。サービスの充実と保険料をできるだけ抑制すること、この両者のバランスを考え、様々な努力の結果が今回の基準額設定となったのだと思います。

第9期介護保険事業計画のサービス料の算定結果を見れば、笠間市の努力が分かります。保険者としての市の姿勢を高く評価するところです。

よって、この条例改正は、今後の笠間市の介護保険制度を維持していくに当たって必要な改正です。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。

○議長（大関久義君） 14番石井 栄君。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 14番、日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして、討論をいたします。議案第41号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

この条例の提案理由には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものと記されているとおり、次のような改定がなされています。

第4条では、第1項第3号中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改めます。

第5条では、第1項中「第19条第10号」を「第19条第11条」に、同項第2号中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。また、別表第3中「第5条第1項」を「第5条」に改めるものであります。

この条例案は法律の改正に伴うもので、法の適合性の関係から文言の適正化を図るものであり、これによって条例案が表現するものに内容的な変化は生じないとの説明がありましたが、この条例はマイナンバー法に基づく事務事項の適切な執行を目指したものであり、法の一部改正は事務事項の円滑な執行につながるものです。

そもそもマイナンバー法は、個人番号及び法人番号を活用した効率的な情報の管理、利用及び迅速な情報の授受を目的としたものであり、国民に対する行政サービスのデジタル化により、マイナンバー制度の利用の推進、マイナンバーカードの普及及び利用の推進が目指されています。これらの事業が円滑化されることは、個人情報の適切な保持等に懸念が生じます。

よって、この条例に反対をいたします。議員の皆様方には内容の御理解を深めていただき御賛同いただきますようお願い申し上げまして、私の反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第1号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する等の条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（大関久義君） 賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 採決を確定いたします。

投票総数20、賛成17、反対3。賛成多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（大関久義君） 賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 採決を確定いたします。

投票総数20、賛成17、反対3。賛成多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 笠間市空家等対策の推進及び空家等の利活用の促進に関する条例及び笠間市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 笠間市公告式条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（大関久義君） 賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 採決を確定いたします。

投票総数20、賛成17、反対3。賛成多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決

されました。

次に、議案第13号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 あたごフォレストハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 笠間市水道事業給水条例及び笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 笠間市友部都市計画友部駅前土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決

されました。

次に、議案第18号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 笠間市条例の読点の表記を改める条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 指定管理者の指定について（あたごフォレストハウス）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 指定管理者の指定について（あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージ）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 公の施設の広域利用に関する協議についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和5年度笠間市立病院事業会計資本金の額の減少についてを採決

いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（大関久義君） 賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 採決を確定いたします。

投票総数20、賛成18、反対2。賛成多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

議案第32号 令和6年度笠間市一般会計予算

議案第33号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計予算

議案第34号 令和6年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算

議案第35号 令和6年度笠間市介護保険特別会計予算

議案第36号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計予算

議案第37号 令和6年度笠間市立病院事業会計予算

議案第38号 令和6年度笠間市水道事業会計予算

議案第39号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計予算

議案第40号 令和6年度笠間市下水道事業会計予算

○議長（大関久義君） 日程第3、議案第32号 令和6年度笠間市一般会計予算から議案第40号 令和6年度笠間市下水道事業会計予算の9件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、これより予算特別委員会委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

委員長田村泰之君。

〔予算特別委員長 田村泰之君登壇〕

○予算特別委員長（田村泰之君） 今期市議会定例会において予算特別委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月6日、7日、8日の3日間、執行部より関係部課長等の出席を求め、当委員会に付託されました令和6年度の一般会計、特別会計及び企業会計予算について審査を行いました。

審査の過程での主な質疑等について御報告申し上げます。

初めに、議案第32号 令和6年度笠間市一般会計予算についてでございますが、市長公室所管では、秘書課の台湾交流事務所の今後の方向性、人事課の職員採用計画、研修制度などについての質疑がありました。

政策企画部所管では、企画政策課のデマンドタクシーの運行体制、C C R Cの評価と今後の見通し、企業誘致移住推進課の地域おこし協力隊の採用計画、空家対策関連の補助金、ふるさと納税のコスト、デジタル戦略課の基幹系システムの運用状況などについての質疑がありました。

総務部所管では、税務課の税込額増の要因、収税課の租税債権管理機構への移管状況、危機管理課の自主防災組織への支援、拠点避難所の状況、行政区への防犯灯、防犯カメラの補助金などについての質疑がありました。

教育委員会所管では、学務課のエコランドセル導入の評価、拠点避難所になっている学校体育館の空調設備の整備方針、中高生の台湾交流事業、部活動の地域移行、不登校児童生徒への対策などについての質疑がありました。

消防本部所管では、消防団員報酬について確認しました。

保健福祉部所管では、社会福祉課の生活保護の現状やひきこもり支援アウトリーチ事業の内容、いこいの家はなさかの運営状況、子ども福祉課の放課後児童クラブの運営状況、高齢福祉課の介護職の外国人活用、保険年金課の国保会計への繰出金や医療福祉制度、健康医療政策課の今後のコロナワクチンの接種体制やオンライン診療についてなどの質疑がありました。

産業経済部所管では、商工課の建設業振興補助金や女性創業支援補助金、笠間焼国際交流事業、観光課の道の駅ゲートウェイ機能強化、つつじ公園や北山公園などの運営や管理の状況などについての質疑がありました。

都市建設部所管では、管理課の市道や橋梁の維持管理方針、都市計画課の公園等適正配置計画などを確認しました。

その他の部署では、農業委員会事務局のタブレット端末の活用状況について確認しました。

次に、議案第33号から議案第40号までの特別会計及び企業会計の審査の経過での主な質疑等について御報告申し上げます。

議案第34号 令和6年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額理由について確認しました。

議案第37号 令和6年度笠間市立病院事業会計予算では、外来患者数の状況や開業日数などの確認をしました。また、病児保育の実施状況についての質疑がありました。

議案第38号 令和6年度笠間市水道事業会計予算では、浄水場更新工事の概要、企業債の借入額などについて確認しました。

議案第40号 令和6年度笠間市下水道事業会計予算では、農業集落排水の処理場の方向性などを確認しました。

なお、その他の会計予算については、執行部の詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上が審査の過程における主な質疑、意見等であります。

次に、討論であります。議案第32号 令和6年度笠間市一般会計予算、議案第33号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計予算、議案第35号 笠間市介護保険特別会計予算について、反対の討論がありました。

最後に、当委員会に付託された議案の採決結果であります。議案第32号、議案第33号、議案第35号につきましては賛成多数により、その他の議案につきましては全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査経過並びに結果であります。議員各位の御賛同賜りますようお願い申し上げます。委員長報告とさせていただきます。

○議長（大関久義君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許可いたします。

14番石井 栄君。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 日本共産党の石井 栄です。議長の許可をいただきまして、次の議案に対する討論を行います。

初めに、3日間にわたる予算特別委員会での審査の中で、執行部の皆さん、そして委員の皆さんの間で真剣な議論を進め、審査が行うことができました。おかげさまで理解を深めることができましたことに、執行部と委員長をはじめとする委員の皆様への御尽力に感謝申し上げます。

一つ、議案第32号 令和6年度笠間市一般会計予算に、反対の立場で討論をいたします。

一般会計の総額は、歳入歳出それぞれ340億6,000万円であり、福祉、教育、保育、農業、環境、インフラなど、市民生活に直結する重要な内容が含まれております。各分野でその多くに賛成であります。次に挙げる項目には疑問と懸念があります。

一つ、マイナンバーカード交付事業4,288万円、証明書コンビニ交付事業438万円など多額の予算を計上しております。健康保険証とマイナンバーカードを一体化させる事業の促進にも取り組んでいます。医療機関に受診の際は、現在でも国民の多数は紙の健康保険証を使用しており、マイナ保険証を利用する人は少数です。現行の紙の保険証を廃止することなく継続させるべきである旨の声明を、保険医団体、連合会から何度か公表されております。しかし、マイナ保険証を進め、健康保険証の廃止に対する市民の個人情報の適切な保護に沿うことなく、適切な医療を受ける権利の侵害にもなるのではないかと懸念が多くあります。国民の懸念は大きなものがあります。

市の職員の構成では、正規職員の人数が増えない中、非正規職員は2016年の284名から2023年には452名と増加し、その中でも女性の比率が増加しております。また、女性の管理職はなかなか増えないことが継続しており、管理職全体の15.28%のままであります。今年増やしたいという話があっても、具体的な目標は提示されておられません。男女共同参画社会への前進に、これでは貢献できないのではないのでしょうか。

スクールバス保護者負担金、小学校費179万8,000円、中学校費63万円。子ども、保護者がこぞって賛成した統廃合ではありません。小中学校の統廃合に伴って、児童は4キロメートル以遠、生徒は6キロメートル以遠が無料になりますが、それ以外は有料という制度です。4キロメートル、6キロメートルという区分は文科省が定めた最低基準であり、市が実情に応じてスクールバス料金を改善することは可能であります。市の方針により、負担軽減することができます。一過性の支援を超えて制度上の負担軽減に踏み出し、改善すべきであると考えます。

台湾関連事業費が増加しています。事業費、人件費合わせて6,300万円にもなろうとしております。8万人に満たない自治体で、海外の友好都市との関連でそれだけの予算を支出している自治体があるのでしょうか。都市間の友好親善、スポーツや文化、教育関係の交流、子どもたちの学習、研修等は有効なものと考えますが、自治体規模に見合ったものにするのが求められます。限度を超えた予算の支出だと考えます。

ごみ処理体制、中でも持ち込みごみの料金体系に、旧笠間地区、福原地区、箱田、片庭地区などの持ち込みごみ料金の負担軽減措置が取られておりません。環境センターまで片道20キロ、往復40キロメートル以上の距離を運搬しなければならない地区もあるため、燃料代、時間が多くかかります。公正公平な負担ではありません。旧笠間地区への負担軽減措置を取るべきであります。

東海第二原発の再稼働をやめさせ、廃炉にするための活動予算が計上されておられません。

東海第二原発は、稼働してから44年以上が経過した老朽化した危険性がある原子力発電所です。安全対策工事の一環として、津波から原発を守るための防潮堤の建設工事を行っていますが、施工不良により工事を停止しておりました。日本原電は施工不良をひた隠しにしていますが、工事関係者から日本共産党に内部告発があり、原子力規制庁担当者の見解でも、基礎工事のくいが岩盤に到達していない可能性が高いことが分かりました。このような工事で防潮堤が津波に耐えられるのか、疑問が出されています。日本原電が作成して茨城県が発表した東海第二原発の過酷事故における放射性物質の拡散シミュレーションでは、30キロ圏内の笠間市には退避や一時退避の区間が発生することはないとの説明、そういうデータも公表しております。これは、東電や国連科学委員会が行った福島第一原発事故の推定、柏崎刈羽原発への東電、新潟県が行った事故想定から見て、極端な過小評価を行ったためであると、東海第二原発差止め訴訟団が県と日本原電の対応を厳しく批判しております。危険性のある東海第二原発が過酷事故を起こしたときには、笠間市が避難区域になり、甚大な被害を被る可能性があり、今まで市や市民が培ってきた努力が土台から崩壊することになってしまいます。再稼働をやめ廃炉を求める取組を強め、事故を起こさないようにすることが、今ほど重要なときはありません。

以上の理由によりまして、そのほかにもありますけれども、これらのことを主な理由にして、議員の皆様方には御理解と御賛同をいただきたくお願い申し上げまして、反対討論といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 15番畑岡洋二君。

〔15番 畑岡洋二君登壇〕

○15番（畑岡洋二君） 15番、政研会の畑岡でございます。議案第32号 令和6年度笠間市一般会計予算に、賛成の立場から討論いたします。

昨年は、新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられ、ウイルスがなくなったわけではありませんが、コロナ禍が明け、本格的に物事が動き出しました。笠間市でも各種催物が通常開催されるようになり、地域コミュニティーや市民団体によるイベントを含めて、まちに活気と安定した日常が戻りつつあります。

一方で、交通機関の運転手をはじめとする人手不足や物価高騰などが市民生活や地域経済へ影響を及ぼしており、予算を立てるに当たっては、こうした情勢をしっかりと見極めて対応していく必要があります。

さらに、全国的な人口減少、少子高齢化は、地方でその動向が顕著になっています。笠間市も例外ではありません。厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が昨年12月に公表した地域別将来推計人口によりますと、本市の2050年の総人口は今よりも3割以上減少し、5万人を下回る見込みです。とりわけ、生産年齢人口が4割以上減り、65歳以上の高齢者人口とほぼ同じになります。14歳以下は総人口の1割を切るだろうという非常に厳しい結果が示されております。

国は、2060年までに合計特殊出生率を2.07に回復し、安定的で成長力のある8,000万人国家を目指すとしています。当面の具体策として、若者の雇用改善、女性の就労促進、総合的な子育て支援制度の構築、外国人材の活用などを挙げています。本市におきましても昨年に続いて、笠間まるごと「子育て都市」宣言プロジェクトS t a g e 2が始まりますが、私は当事者の視点に立った子ども政策が進みつつあることを感じております。

令和6年度一般会計予算は「未来に向けた笠間市づくり」が重点課題として設定され、1、笠間まるごと「子育て都市」宣言プロジェクトS t a g e 2のほかに、防災・災害回復力の強化、地域の稼ぐ力強化プロジェクト、女性・若者活躍促進プロジェクトの四つが重点プロジェクトとなっています。

また、昨年4月にこども基本法が施行されましたが、笠間市では新年度からこども部が新設され、子ども政策課、子ども福祉課、こども育成支援センターの三つの課が配置され、総合的な子育て支援策の促進と保健師や社会福祉士、心理士、社会保健福祉士などの専門職が連携しながら、妊産婦や子育て世帯などからの相談を受け、必要な支援を一体的に支援するための体制強化が図られます。

防災・災害回復力の強化としては、避難所や自主防災組織の充実、車両や救助機具の整備、避難経路ともなる道路整備などが進められます。

地域の稼ぐ力強化プロジェクトとしては、笠間への来訪者を引きつける魅力ともなっている農産物や観光資源などを生かし、経済面でも地域外からの流入と地域内の循環を促進する予算が組み込まれています。

女性・若者活躍促進プロジェクトとしては、創業、就業、雇用環境など、多方面からの取組が強化されています。

笠間市の抱える課題に沿った、時宜にかなった予算内容になっていると思います。

先ほどの反対討論の中に、マイナンバーカードの交付促進はあたかも個人の情報を強制的に一括管理し、民間にも提供するためにあるものと誤解されかねないような発言がありましたが、デジタル改革関連法の基本原則には、デジタル社会の形成は多様な国民がデジタルの活用によってニーズに合ったサービスを選択でき、幸せになれる、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を主として進めていくと書いてあります。特に、マイナンバーカードを活用して、災害や感染症に強い社会の構築を目指しています。

市民誰もが利用しやすい新しいサービスを提供するために、マイナンバーカードは必要不可欠です。マイナンバーカードの裏面に埋め込まれているICチップは、可能な限りのセキュリティー技術が埋め込まれており、カードを盗んでも暗証番号が分からないとカードは使えません。最悪、暗証番号が分かったとしてもカードからの情報の抜取りはできないという、二重のセキュリティーが設定されています。

マイナンバーは、社会保障、税金、災害対策の三つを主要目的としていますが、マイナンバーによって取得した情報は各機関によって個別に管理されているので、一つの機関の

セキュリティシステムが攻撃を受けても、芋づる式に情報が漏えいすることはありません。したがって、今、大事なものは、マイナンバーカードを持つ市民を増やしていくこと、確実なデジタルディバイド対策であります。

また、スクールバス料金については、国の義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令により、適正な学校規模の条件は、小学校にあつては通学距離がおおむね4キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね6キロメートル以内と定められています。それに基づき、笠間市では笠間市立小中学校スクールバス運行に関する条例の中で、片道の通学距離が3キロメートル以上の小学1年生、片道の通学距離が4キロメートル以上の小学2から6年生、片道の通学距離が6キロメートル以上の中学生については無料、片道の通学距離が3から4キロメートル未満の小学2年生は半額、同じく小学3年生は3分の2、同一世帯で2人以上が利用する場合は年長から数えて2人目は半額、同じく3人目は3分の1、同じく4人目以降は無料としていますので、小学校の統廃合による市としての責任を果たしているものと思います。

次に、台湾交流事業や台湾事務所の設置についてです。国内の人口減少などによる市場の縮小に加え、生産コストを縮減するために海外展開する企業が、地方でも広がっています。また、農産物など輸出に当たっても、規模が小さい企業や農家だけでは、自前で海外の情報収集や市場開拓はできません。基礎自治体が海外に拠点を設置するという政策は、笠間市よりも人口が少ない、例えば山口県美祢市など多くの自治体で取り組まれています。他自治体との共同設置や業務委託なども含めると、その数は60か所以上になります。

笠間市にとっての今後の課題は、小中学校・義務教育学校の児童生徒の交流や大学からのインターンの推進、台湾からの旅行者のリピーター化、いわゆるインバウンドだけでなく、笠間焼や栗などの販路拡大や企業誘致等々、今後どう市の経済活性化に結びつけていくかにあります。決して身の丈に合っていない事業、無駄な事業ではないと考えます。

また、ごみ持込み料金体系の変更についてです。現在、議会では、特別委員会で新清掃施設整備について議論しているところですが、私はごみ処理事業について議論する際は、1、ごみの減量、資源化の効果、2、環境負担の軽減、3、行政コストの抑制、4、市民の理解の四つの視点で総合的に判断することが必要だと思っています。したがって、持込みごみの料金設定が実質値上げになるに当たっても、ごみ料金有料化と同じく、その目的は持込みごみの減量化と再資源化にあることを忘れてはなりません。同時に、ごみを個人個人が直接施設に持ち込むのではなく、地域にあるごみ集積所をもっと有効活用しようということもあります。その意味で、料金体系の問題ではなく、そうした本質的な課題に対する市民の理解をもっと深める努力、施策が必要だということです。

そして最後に、原子力発電所関連の指摘がございましたが、笠間市の重点プロジェクトの最上位課題として、笠間強靱化の推進ということを中心づくりとしておりますので、この令和6年度笠間市一般会計予算、対応がしっかりしていると思っております。

以上の理由から、議案第32号 令和6年度笠間市一般会計予算に賛成の意を表明するものです。議員各位の御賛同を賜りお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（大関久義君） ここで暫時休憩いたします。11時20分、再開いたします。

午前11時10分休憩

午前11時20分再開

○議長（大関久義君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

14番石井 栄君。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして、討論をいたします。議案第33号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計予算に、反対の立場で討論をいたします。

国民健康保険税の中の子どもの均等割は、未就学児では国支援で半額になり、未就学児を除く18歳未満の子どもでは市負担により半額になり、税負担は昨年から軽減されました。そのため、現在の子どもの均等割は、ゼロ歳から18歳まで全員が半額になっています。

しかし、ゼロ歳から18歳までの子どもは、収入がありません。収入のない子どもからも1人当たり3万1,600円を課税し、徴収する規定の税部分が、均等割額の子どもの部分です。これが、半分残っています。本来は、これをゼロにしなければならない部分です。収入のない子どもから徴税するということは、道理に合わない仕組みであります。子どもの均等割額をゼロにするのに必要な費用負担は、市が1,500万円追加すれば可能だと、このような答弁がありました。これは、財源的に可能です。国保世帯は、低所得者の方が多い階層です。日々の暮らしが特に大変な世帯が多いところです。さらなる負担軽減を進める上で、子どもの均等割をなくすことが求められていますが、その制度的措置が取られておりません。

一方、世帯全員の令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円、子ども1人当たり5万円の支給がありますが、世帯全員の令和5年度住民税が均等割額のみ課税者または均等割のみ課税者と非課税者であること、住民税課税者の扶養親族のみの世帯ではないことが支給条件であり、対象が限定されていることと物価高騰対策という面からの給付であり、国民健康保険税、いわゆる国保税に内在する矛盾を解消するものではありません。今後継続することが決まっているものでもないと思います。今のところ、今期限定の支援金です。これで、国保税の恒常的な欠陥の補填となることはないと考えます。

このような理由から、令和6年度国民健康保険特別会計予算に反対をいたします。議員の皆さん方には御理解と御賛同をいただきたくお願い申し上げまして、反対討論といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 13番村上寿之君。

〔13番 村上寿之君登壇〕

○13番（村上寿之君） 13番、市政会の村上寿之です。議案第33号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計予算に、賛成の立場から討論します。

国民健康保険税の賦課方式は、地方税法で、市町村が条例で被保険者の世帯の所得のほか、固定資産、家族の人数などを参考にして、考慮して決めるということになっています。これは、国民健康保険制度が発足した当時、被保険者には農家や自営業者が多く、所得を正確に把握することが難しかったので、取り入れられたものだと思っています。

家族の人数によって算定する均等割方式は、被保険者であれば、子どもに対しても課税されてしまいます。一方、会社員が加入する健康保険組合などの被用者保険は、収入に応じて保険料が決まり、扶養している子どもの数に応じて保険料を負担するという考え方はありません。このため、子どもが多い国民健康保険の世帯は、被用者保険の世帯に比べ、保険税の負担が重くなる傾向にあるのは事実です。そうした状況を踏まえて、国では子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割保険税を軽減する制度を令和4年4月から開始しています。笠間市ではそれに予算を上乗せして、未就学児だけでなく18歳未満の子どもも全てにその均等割額を5割減免して、実施しています。

先ほどの反対意見は、それをさらに拡大して、18歳未満の均等割額を10割減免、ゼロにしろということでした。問題は、その財源をどう確保するのかということです。現行制度ではそれを実施した場合、その分子どものいない世帯の保険料を値上げしなければならなかったり、あるいは一般会計から法定外繰入れをしなければならなかったりと、負担を他の被保険者に求めるか、国保未加入者も含めた市民全体で負わなければならなくなります。また、税の減免については、地方税法で、災害その他特別の事情がある場合に個々の状況に応じて判断するものとされており、税は公平であることが求められますので、軽減することについては、公平性という観点から、広く議論を行う被保険者の理解を得る必要があります。

そもそも収入のない子どもに課税しないということは、現行制度の中で、個別の市町村が財源の問題を抱えながら導入するのではなく、医療保険全体の在り方を検討する中で、国の税と社会保障の一体改革の中で議論されるべきものではないかと思えます。

以上の理由から議案第33号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計予算に、賛成の意を表明するものです。議員各位の御賛同をお願いします。賛成討論といたします。

○議長（大関久義君） 14番石井 栄君。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして、議案第35号 令和6年度笠間市介護保険特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

議案第35号 令和6年度笠間市介護保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額が78億8,100万円であります。介護保険に関わる各種サービスに関する重要なもので、その内実

の向上が求められるものの一つであります。

介護保険料改定による保険料収入は、前年度比較で1億3,757万6,000円増の17億3,389万6,000円を見込んでおります。この会計は、予算策定期間が他会計と少し異なり、介護保険条例の一部を改正する内容を正確に反映するものとはなっておりません。そのため、サービス料給付増を見据えた第1号被保険者の給付増を見越した保険料増額に対応した内容が一部含まれておりますが、全体ではありません。

介護保険条例の一部を改正する条例は、政令改正に基づき、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付料の増による保険料引上げを考慮して算出した数値が含まれており、正確な数値は今後の補正予算で明らかになるものとあります。具体的な引上げ率、額などは国の標準に合わせ、第1号被保険者間で所得再配分機能、所得段階による基準額に対する介護保険料の負担割合の違いを強化し、13段階多段階化としております。第1号被保険者保険料は、第8期の10段階から第9期計画期間には13段階へ細分化される予定です。各段階での保険料設定に当たり、値上げの緩和措置として1から3段階等への配慮がなされ、値上げ額を抑制するために介護給付費準備給付金の取崩しが予定されています。しかし、その措置を取った後にも、それぞれの第1段階から13段階全てにおいて、保険料月額、年額は増額となっております。基準の5段階では、月額保険料は5,700円から6,100円に、月額400円、年額で4,800円の増額になっています。所得段階の4段階では月額360円、年額4,320円の増額になります。所得段階第4段階は、本人が住民税非課税世帯、他課税世帯で年金収入等は年額80万円以下です。日々の暮らしをどのようにやりくりするか、大変苦勞している世帯だと推測いたします。生活実態をしっかりと想像して、物価高騰が庶民の暮らしを直撃し、厳しい状況になる現在の状況をしっかりと見据える必要があると思います。

自治体がすべきことは、値上げ防止のために全力を尽くすことです。もともとこの制度に対する国の負担が少ないということが一つの大きな問題になりますけれども、そのための対策が十分ではなく引上げになり、市民負担が増えることになっております。

こういったことに対して、反対をいたします。議員の皆様方には御理解と御賛同をいただきたくお願い申し上げまして、反対討論といたします。どうもありがとうございました。

○議長（大関久義君） 19番大貫千尋君が退席されております。

10番益子康子君。

〔10番 益子康子君登壇〕

○10番（益子康子君） 10番、政研会の益子康子です。議案第35号 令和6年度笠間市介護保険特別会計予算に、賛成の立場から討論いたします。

現在の介護保険制度が抱える大きな課題は、年々増加する認定者数やサービス利用者数にどのように対応していくかにあります。いかに住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことができるか、その環境や条件を整備する計画が第9期介護保険事業計画であり、

今回の計画は、1、地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の充実、2、在宅医療と介護の連携、3、地域の多様な主体による日常生活への支援体制の構築、この三つが重点事業として定められ、さらに認知症施策や成年後見制度の利用促進なども包括した内容になっております。

介護保険料については、介護サービス利用者の増加により、基準額1月5,700円を800円値上げして6,500円にしなければならないところ、介護給付費準備基金を3年間で4億円取り崩して、値上げ額を半分の400円上げ、基準額を1月6,100円とすること。あわせて、所得段階の設定を10から13段階に増やすことにより、高額所得層の基準額に対する負担割合を増やし、逆に低所得者層の負担割合を減らす改定になっております。

反対意見の中に、値上げをもっと抑えることができるかのような主張が含まれておりました。しかし、その財源を考えると、どうするのでしょうか。8億円に満たない介護給付費準備基金を半分以上の4億円取り崩すわけですから、これ以上の財源を基金に求めることはできません。また、介護給付費の公費負担50%のうち、市の負担割合は12.5%と介護保険法で定められておりますから、税の公平性からいっても、これ以上一般会計から繰入れすることはできません。

条例改正の賛成討論でも申し上げました、介護保険サービスは、利用者負担を除く費用の2割を65歳以上の保険料で賄う仕組みとなっております。保険料は、笠間市が必要なサービス料を見積もり、それに応じた負担額を決めております。ですから、施設やサービスを充実させるほど、値上がり幅は増える結果となります。サービスの充実と保険料をできるだけ抑制すること、この両者のバランスを考え、様々な努力の結果が、今回の基準額設定となったのだと思います。保険者としての市の姿勢を高く評価するところです。

今後も、笠間市の介護保険制度が持続可能な制度として運営されますよう、介護予防や保険給付の適正化、保険料収納率の向上に尽力されるとともに、制度の周知や啓発に努めるなどより一層の経営努力をされることを要望いたしまして、私の賛成討論といたします。議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第32号 令和6年度笠間市一般会計予算を採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（大関久義君） 賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 採決を確定いたします。

投票総数19、賛成17、反対2。賛成多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（大関久義君） 賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 採決を確定いたします。

投票総数19、賛成18、反対1。賛成多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号 令和6年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号 令和6年度笠間市介護保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（大関久義君） 賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 採決を確定いたします。

投票総数19、賛成17、反対2。賛成多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号 令和6年度笠間市立病院事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号 令和6年度笠間市水道事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号 令和6年度笠間市下水道事業会計予算を採決いたします。

本件に、対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

委員会提出議案第3号 議員定数等調査特別委員会の設置について

○議長（大関久義君） 日程第4、委員会提出議案第3号 議員定数等調査特別委員会の設置についてを上程することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認め、委員会提出議案第3号 議員定数等調査特別委員会の設置についてを上程いたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員長西山 猛君。

〔議会運営委員長 西山 猛君登壇〕

○議会運営委員長（西山 猛君） 委員会提出議案第3号 議員定数等調査特別委員会の設置についての提案理由を申し上げます。

本来の地方議会は、二元代表制の一翼を担う責任の下、これまで以上に立法機能やチェック機能を十分に発揮し、地方自治において本旨の実現化を目指し、議会活動に力を傾注しなければなりません。

この点、笠間市議会においては、令和4年8月に制定されました議会基本条例に基づき、より一層開かれた議会を目指し、会議録公表の拡大や本会議におけるリアルタイムでの文字配信など、様々な改革に取り組んできたところであります。

そのような議会改革の議論を進める中で、議会議員の定数や報酬、さらには政務活動費の在り方、使途に関する整合性などが市民の負託に応えられる議会活動として適正かつ公正なものであるか、行政改革の視点だけでなく、人口や面積等の地域要件、財政力及び市の事業課題について、目先のことでだけでなく中長期的な見地に立ち、多角的な視点で各方面に対し十分に考慮しながら、議会活動並びに議会の機能と役割を確保すべきと考えます。この点、同規模自治体等と比較検討をして定める必要があることから、笠間市議会委員会条例第6条の規定により、全議員をもって構成する議員定数等調査特別委員会を設置するものであります。

以上、会議規則第14条第2項の規定により、議会運営委員会から提案をいたしますので、議員各位におかれましては特段の御理解の下、賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、委員会提出議案第3号 議員定数等調査特別委員会の設置については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより、委員会提出議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり設置することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり設置することに決しました。

閉会の宣告

○議長（大関久義君） 以上で本日の日程は全てを終了し、今期市議会定例会に付議された議案の審議が全て議了いたしました。

これにて、令和6年第1回笠間市議会定例会を閉会といたします。

なお、この後、午後1時から全員協議会を開きますので、議員並びに執行部は全員協議会室にお集まりください。

さらに、全員協議会終了後に、第1回議員定数等調査特別委員会を開催いたしますので、続けてよろしく願いいたします。

大変御苦労さまでした。ありがとうございます。

午前11時51分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 畑 岡 洋 二

署 名 議 員 西 山 猛